

# 工業倶楽部

KAGOSHIMA INDUSTRIAL CLUB

発行／（社）鹿児島県工業倶楽部 企画・編集／総務・広報委員会 〒892-0821 鹿児島市名山町9-1県産業会館内  
TEL099-225-8012 FAX099-225-8020 <http://www.ikic.or.jp> E-mail : [info@ikic.or.jp](mailto:info@ikic.or.jp)

2013

会報 : No.51

1

新たな気持ちで  
ステップアップ。

●トピックス

平成25年 新年大会

かごしまデザインフェア2013「デザイン百覧会」

●部会・プラザ・研究会活動状況

●公益社団法人へのステップ！

●事務局からのお知らせ・ご案内

平成25年

# 新年大会を開催いたします!!

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

会員を始め関係の皆様には日頃から当倶楽部の事業推進につきまして種々ご協力いただき深く感謝申し上げます。

平成25年新年大会を下記のとおり開催することといたしました。新春に相応しく鹿児島県の観光に照準を当てた展望の効く講演を企画いたしましたので、ご多忙とは存じますが万障お繰り合わせお誘い合わせの上、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

日時

平成**25**年**1**月**30**日(水)  
15:30～

場所

城山観光ホテル  
ロイヤルガーデン[B]

講演 「観光立国の推進に関する最近の動向と取組について」

前 国土交通省観光庁次長 又野 己知氏

24年9月～ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事

交流  
パーティ

17:30～

ロイヤルガーデン[A]

会費 5,000円

※工業倶楽部ならではの産学官交流会です。

watch the design,  
touch the design,  
and feel the design  
at the KAGOSHIMA DESIGN FAIR 2013

観  
る  
、  
触  
れ  
る  
、  
感  
じ  
る  
デ  
ザ  
イ  
ン  
。

商品開発やマーケティングの提案、  
生活の知恵や創造など独創的なデザイン展開や  
いろいろなジャンルでの展示が満載。

かごしまデザインフェア2013

## デザイン百覧会

と き ●2013年2月22日(金)▶24日(日)  
10:00am～6:00pm [最終日5:00pm]

と ころ ●かごしま県民交流センター 2階大ホール 他

●併催イベント

ファッションショー Creative Collection 2013

2月24日(日)2:00pm～3:00pm@中ホール

by 鹿児島純心女子短期大学 ほか

■デザイン百覧会の詳細を随時アップします。  
[www.kagoshimada.com](http://www.kagoshimada.com)をご覧ください。



# 部会・プラザ・研究会活動状況 (平成24年10月～12月)

## プラザ

### 八日会

11月14日(水) 19:00～ ホテルブルーウェーブin鹿児島内「華山」

(1)情報交換

### 84プラザ

10月12日(金) 14:00～17:00 鹿大大学院連合農学研究科3階会議室

日本応用糖質科学会九州支部(支部長 鮫島吉廣教授)と共催

(1)講演 「かすかすの出会い～

応用糖質科学会「二國賞」を受賞して」

講師 鹿児島大学名誉教授 竹田 靖史氏

(2)講演 「魚肉タンパク室の変性抑制 新しい挑戦」

講師 鹿児島大学水産学部教授 木村 郁夫氏

(3)講演 「科学者の責任と大学の使命」

講師 北海道大学大学院農学研究院教授・

日本応用糖質科学会会長 松井 博和氏

11月12日(月) 17:00～19:00 鹿大農・獣医学部共通棟3F 31セミナー室

(1)講演 「ジョンスホプキンス大学医学部ー

アメリカ・ベストホスピタル21年の現場より」

講師 ジョンスホプキンス大学医学部研究員

山路-Kegan 加津代氏

(2)3～5分間スピーチ

12月17日(月) 17:00～19:00

(1)今、語りたいこと(3分間スピーチ)

(2)講演 「(株)久永グループ企業の歴史と現況 今後(夢)」

講師 (株)久永 代表取締役 久永 修平氏

(3)新社屋見学 (株)久永

### プラザいもづる

10月19日(金) 18:30～ 熊虎分家 ○虎一家

(1)近況報告・情報交換

11月9日(金) 18:30～ 鹿大農・獣医学部共通棟3F 32セミナー室

(1)講演 演題「鹿児島における果樹栽培」

講師 鹿児島大学農学部 教授 富永 茂人氏

12月14日(金) 18:30～ 半兵エ

(1)近況報告・情報交換を合わせた忘年会

### さつまプラザ・プラザさくらじま・福祉ビジネス研究部会合同例会

10月18日(木) 18:00～ 阿久根駅前集合

(1)情報交換

## 地区プラザ

### 南薩地区プラザ

11月10日(土) 18:00～ 南さつま市

(1)近況報告、情報交換

### 川薩地区プラザ

11月26日(月) 16:00～ 川内ホテル

(1)講演「健康について」

講師 ヘルシー館 代表 松迫 靖典氏

(2)情報交換

KOJOSEIFUN



小城製粉グループ  
米粉菓処のせ菓楽

日本初!!世界初!?日本で唯一の米粉100%・小麦粉0%の和洋菓子・パンのお店です。お客様の健康に貢献する(小麦アレルギー等)お菓子やパンを製造しています。健常者も困っている方もお気軽にお問合せ下さい。

薩摩川内市隈之城町1892-1 TEL 0996-22-3447



# 公益社団法人へのステップ!!

「社団法人鹿児島県工業倶楽部」は、今回の公益法人制度改革により「公益社団法人鹿児島県工業倶楽部」へ移行するよう申請手続きを行っています。

順調に行けば、平成25年4月1日から「公益社団」として発足することになります。

公益社団になると、何が変わり何が変わらないのか簡単にまとめましたので参考にいただき、新たな気持ちで活動に取り組み活気溢れる工業倶楽部にしてください。

## 公益法人制度改革の概要

今回の改革は、これまで各大臣や知事ごとに公益法人の認可が行われ、判断基準が不明確、不統一であったため公益法人設立が困難で民間非営利部門の活動が阻害されていたり実質的に営利法人と変わらない公益法人が税制上の優遇措置を受けていたりすることを適正化するため行われたものです。

この改革によって公益法人の認定基準を明確にした上で認定を独立した第三者機関に委ね、行政機関よりも多種多様なサービス提供ができる民間非営利法人の活動を促進しようとするものです。

まず、法人として必要な条件が揃っていれば設立できる一般法人(一般社団又は財団で「一般法」と略称される法律に拠ります。)と、一般法人が法律に基づく諸々の基準をクリアして公益的な活動をする法人として第三者機関に認定されれば移行できる「公益法人」「公益認定法」と略称される法律に拠ります。)とに分けられました。

公益認定法により公益法人と認定されると各種税の優遇措置が受けられるなどいくつかのメリットがありますが、逆に活動や組織の在りようなどに一定の義務が課されます。この義務を果たせなくなると「公益認定」を取り消され一般法人に格下げされます。

当倶楽部のように、以前から“民法上の公益法人”である法人は、今回の改革で「特例民法法人」とされ5年以内に「一般社団」又は「公益社団」のいずれかに移行手続きを行わなければならないとされました。

## 移行手続きについて

県関係部署と随時協議等を行いながら総務・広報委員会での審議(延5回)を踏まえ、これまで各種の手続き、申請のための作業などを行ってきました。

理事会等での検討経緯を簡単に整理すると次のようになります。

|                     |                                                     |
|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 20.12.1             | 一般法の施行日到来により「特例民法法人」となる。                            |
| 20.12.11<br>(理事会)   | 5年以内に「一般」か「公益」かの選択をして申請をするための対応等協議。                 |
| 23.4.27<br>(理事会)    | 移行手続きのスケジュール等につき協議、確認。→24年度通常総会で定款変更、その後申請する旨。      |
| 23.9.1<br>(理事会)     | 「公益社団」を目指して手続き作業を進める旨確認。→変更定款の試案作成に着手の旨総務・広報委員会に付託。 |
| 23.11.14<br>(理事会)   | 定款変更試案につき内容審議、一部修正を条件に承認。                           |
| 24.1.13~<br>24.3.31 | 修正後の定款変更試案を全会員に郵送し、周知を兼ねて意見聴取。                      |
| 24.4.25<br>(理事会)    | 定款変更試案を再審議、会員からの意見等も踏まえ修正の上で通常総会に「変更案」として提案の旨決議。    |
| 24.5.22<br>(総会)     | 通常総会で、公益認定申請を行う旨と定款変更案とを可決。                         |

通常総会での決議を受けて当倶楽部内での必要な手続きは終了したことから申請作業に入り7月20日に事前申請にこぎつけました。

その後、第三者機関である「県公益認定審議会」事務局(県学事法制課)との間での修正や協議等を済ませて去る12月14日に正式に申請しました。1月下旬に聴聞会が開催され3月中旬に認定を受ける予定です。

予定通り認定されると25年4月1日に公益社団として登記され、その日から新しい定款のもとで新法人として出発することとなります。

## 移行後の留意点等

### 新法人として

鹿児島県工業倶楽部としては平成3年4月設立以来変わりませんが、今回の改革に伴う手続きを経ますと全く新しい法人として扱われます。

改革により、理事、監事の役割が明確にされましたが、理事会と監事の権限が少し強化されます。また、活動状況等をすべてオープンにすることが前提となります。

役員は、24年の通常総会で選任された現在の理事、監事が、その2年間の任期中であることから新法人で残りの任期を務めることとなります。

また、新法人の最初の会長、副会長は、先の通常総会での定款変更時に議決されており現任の会長、副会長となります。このように移行日からスムーズに機能するよう整えられております。

## 工業倶楽部の運営について

一般法に定められている基本事項をもとに定款を整理・変更しましたので、同法と定款に沿って運営すればよいことになります。

### ●定款について

定款の変更は、一般法の規定に沿わせるためのものが中心で設立理念や目的等は全く変えてありません。

また、収益事業も認められます。ただし、公益認定基準は公益目的事業が50パーセントを超えることとされますので、これは注意が必要です。申請時においては78.8パーセントですが予算により毎年変わります。

定款の変更決議など特別決議(過半数以外の決議)については、従来4分の3とされていたのを一般法に合せ3分の2としました。法律より厳しい基準は認められていますが、法律と定款とが異なると混乱する可能性があるからです。

### ●理事会について

理事本人の出席が条件となり、委任状による議決や代理出席は認められなくなります。

また、監事の出席が義務付けられ、理事の活動を見守るとともに必要な意見を述べるができます。

予算を前年度末までに作成し公表しなければなりませんので、毎年度3月の理事会で翌年度の予算を議決することとなります。総会では決算の審議を行います但し予算は報告される形となります。

### ●役員について

役員は、これまでどおり総会で選任される理事(20人以上30人以内)及び監事(2人)です。

しかし、会長(1人)、副会長(3人以上5人以内)は、これまで理事による「互選」とされていましたが新法では「理事会の決議で選任」とされたので、役員改選を行う総会では会長等選任のため途中で「理事会」を開催する必要があります。

## 各種活動について

活動は、これまでと同じような形で進めていけばよいのですが、次のことに注意しなければなりません。

### ●「公益目的事業」の推進

「公益目的事業」とは、学術、技芸、慈善その他公益に関する各種の事業など単に公益性が高い事業というだけでなく、不特定多数の皆さんの利益の増進に寄与するものでなければなりません。

当倶楽部の「公益目的事業」とは、全体で行う講演会やシンポジウム等とグループ単位(プラザ、部会、研究会)で行う研究会、研修会、視察等、それらに必ず伴わせる懇談会(講演会等と懇談会とを合せて「交流会」としています。)を指しています。また、県や国からの補助事業などは原則的にこれに入ります。

これらは、事業を営む異業種の企業同士が交流を深めることによって、地域企業の経営基盤の強化、新技術や新製品の開発による新規事業分野への進出等を促進して県内工業の健全な発展に寄与

していこうとする事業であり活動です。

異業種企業が、慣習等にとらわれない自由な交流の中で垣根を低くしあって情報の相互提供や技術・知識等の探究、業務提携等を行い自らの事業の充実・拡大を図り展開していくことで、他の産業へも幅広く波及し、製品や雇用等を通して消費者や県民に広く利益をもたらしていくこととなります。

### ●その他の事業等の実施

総会、理事会、各種委員会の準備や運営、事務局の管理などは法人管理業務と呼ばれ「公益目的事業」とは区別されます。事務局の職員の給与等は、これらの事業への従事割合で按分されます。

収益事業は行っても構いませんが公益目的事業からはずされます。収益が生じない事業でも公益性が低い場合は公益目的事業からはずされます。

### ●活動上の留意点

どの活動も基本的にはこれまでと同じ活動でよいのですが、公益目的のための事業であるとのより強い自覚が必要となります。それから活動の内容を公表するのが前提とされますので、活動のポイントをうまく整理するよう工夫してください。

活動の成果や実績等については積極的に発表するつもりで発表できる範囲をよく吟味してください。研究途上等で公開してしまうと折角の成果が無意味になったり窃用されたりする危惧のあるような場合は公表しなくてよいとされます。最終的には製品等として公開することとなります。

公開の方法は、事業を展開するうえで最適な方法で構いませんが、通常は当倶楽部の会報やホームページによることとなります。

また、どの活動も不特定多数の皆さんが参加できなければなりません。講演会やシンポジウムなどはむしろその方向ですが、グループ単位の活動の場合は、開催回数も多く一般に広く呼びかけることは難しいので、事業仲間や関係機関の職員などから相談を受けた場合はこれまでどおり参加してもらってください。

### ●当倶楽部の事業の特徴

他の公益社団等と異なり当倶楽部は、不特定の皆さんに資格を与えたり講習を施したり、業務上必要な認定や許可を与えたりする事業がなく、基本的には会員相互の活動に委ねられ、活動そのものから公益が導き出されるとの認識になるので公益性について説明しにくいのは事実です。

しかし、今回この認識のもとで公益社団として発足すれば、これまでの活動やこれからの活動に改めて公益性が確認されたことになります。複雑な手続きを覚悟で厳正な基準や運営を求められる「公益社団」移行を選択した理由もここにあります。

会員はこのことを自覚して、より活発な活動を行い積極的に自らの事業拡大を図る中で周辺の産業等への広範な波及を図るなど、県内工業の健全な発展のために寄与していくこの取り組みに誇りを持つようにしてください。



新たなビジネス  
チャンスがここに！

# そうしんブレーン“21” ビジネス マッチング 2013

入場  
無料

開催  
日時

平成25年2月5日(火)  
10:00～16:00

会場

城山観光ホテル  
エメラルドホール  
鹿児島市新照院町41-1

鹿児島を元気にする企業が集結！

## 展示商談会

鹿児島県下の元気企業が多数出展！  
あらゆるマッチングの可能性を追求する展示商談会です。是非、  
ご来場いただきご覧いただきますようお願い申し上げます。  
また、一般の方、学生の皆様にもご参加いただけますのでご案内  
いたします。

## 出展企業によるプレゼンテーション

希望される出展企業による企業紹介・新商品説  
明等のプレゼンテーションを行います。

## 就活フォーラムも同時開催

事前申込

学生の皆様に就職のヒントを提供します。  
あなたの未来がここに。

## 特別講演会

事前申込／入場無料

明日のビジネスシーンに役立つ講演会を同時開催します。

講演Ⅰ

(11:00～12:10)

中井 正嗣 氏(千房(株)社長)

講演Ⅱ

(13:30～14:40)

奥山 康夫 氏(元(株)オリエンタルランド専務取締役)

一般来場者大歓迎！是非お越しください！！

※参加希望の方は、お近くのそうしん本支店窓口または、そうしんブレーン“21”ビジネスマッチング2013事務局  
までお申込みください。

※詳しくはWEBをご覧ください。

主催／そうしんブレーン“21” 共催／鹿児島相互信用金庫

後援／鹿児島県・鹿児島市・鹿児島県商工会連合会・鹿児島商工会議所・中小企業基盤整備機構 南九州事務所・  
(社)鹿児島県工業倶楽部・(財)かごしま産業支援センター・(株)日本政策金融公庫 鹿児島支店

協賛／信金中央金庫・そうこライフサービス(株)

お問い合わせ ☎0120-197-005 [受付時間]午前9時～午後6時(月曜～金曜まで、祝日を除く)

そうしんブレーン“21”ビジネスマッチング2013事務局(鹿児島相互信用金庫営業開発部内)  
〒890-0062鹿児島市与次郎1丁目6-30



そうしんブレーン21

検索

～生まれる発明 育てる弁理士～

# かこい特許商標事務所

かこい特許商標事務所は、特許、実用新案、意匠、商標などの知的財産権に関する業務を承る専門事務所です。

知的財産権に関することなら、鹿児島県内最古の歴史と実績を持つ弊所にご用命ください。

随時、ご相談をお受けしています(予約制)。

相談には、元特許庁 審査官・審判官の経験者である弁理士が誠心誠意対応致しますので、お気軽にご連絡ください。

・業務内容

- ・特許・実用新案・意匠・商標の出願～権利取得
- ・調査・鑑定・判定・異議・審判・権利侵害対策・各種契約の代理
- ・知的財産権に関する相談・コンサルティング

〒890-0051

鹿児島市高麗町 29-15

かこい特許ビル

TEL: 099-256-7740

FAX: 099-256-7761

[Http://homepage2.nifty.com/kpto/](http://homepage2.nifty.com/kpto/)

|     |     |    |    |
|-----|-----|----|----|
| 所長  | 弁理士 | 梶  | 生長 |
| 顧問  | 弁理士 | 村田 | 幸雄 |
| 相談役 | 弁理士 | 平井 | 安雄 |





## 事務局からのお知らせ

### 第3回かごしま産学官交流会の開催について かごしまの次世代エネルギー研究と活用事例

- ・平成25年1月23日(水) 13:00～17:30
- ・主催 鹿児島大学
- ・鹿児島大学大学院連合農学研究科棟 3階会議室
- ・問合せ等 鹿大産学官連携推進センター  
産学官連携部門
- ・内容 鹿児島大学で行われている再生エネルギーに関する研究と薩摩川内市の取り組みについて  
紹介、総合討論及び交流会もあります。 TEL099-285-8498

### ポリテクカレッジ川内「学校見学会」の開催について ～現場に即した実践技術者の求人のための説明会～

- ・平成25年1月30日(水) 13:30～15:30
- ・川内職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ川内)  
生産技術科、電気エネルギー制御科、電子情報技術科  
薩摩川内市高城町2526
- ※特に「電気エネルギー制御科」は初めての卒業生  
(定員20名)です。 TEL0996-22-2121

### 第56回ベンチャープラザ鹿児島「二水会」の開催について

- ・平成25年2月13日(水) 15:00～
- ・交流会(情報交換・名刺交換等)
- ・鹿児島東急イン
- ・主催 (公財)かごしま産業支援センター、  
(一社)九州ニュービジネス協議会、  
(社)鹿児島県工業倶楽部
- (鹿児島市中央町 TEL099-256-0109)
- ・ビジネスプラン発表(県内2社、県外1社)

## 事務局からのご案内

### 工業倶楽部の ホームページで 情報発信しませんか !!

1ヶ月 ¥2,000

ホームページに会員のための「Member's News[会員情報発信]」コーナーを設け、どなたでも一定期間、商品や技術の紹介、要購入財や事業の展開状況等を会員及び閲覧者に見て頂くことができるようになりました。

事業内容の発信等に是非ご活用ください。

申込みや取り扱い要領等については、ホームページをご覧ください。

### 工業倶楽部「会報」で会社のPRをしませんか !!

自社の新商品・新製品・情報を発信してみたい、新しい技術開発、商品作りのための情報募集や連携企業募集などとして、ご活用ください。  
詳しくは、工業倶楽部事務局(総務・広報委員会)まで。

|           |         |
|-----------|---------|
| 210×297mm | ¥20,000 |
| 210×148mm | ¥10,000 |
| 105×148mm | ¥ 5,000 |

### 工業倶楽部会員募集 こんな企業を求めています !

- 積極的に参画する“意欲のある企業”
- 企業間の枠を超えて交流を深めたい企業  
～自己啓発、自己研鑽～

※入会資格等はホームページをご覧ください。